

下市町ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険なブロック塀等の倒壊による人命被害の未然防止を目的とし、安全性向上のため、町内に設置されているブロック塀等の撤去を行う所有者等に対し、予算の範囲内において下市町ブロック塀等撤去事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し下市町補助金等交付規則（平成19年下市町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めによる。

- (1) ブロック塀等 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造または、補強コンクリートブロック造の塀をいう。（※門柱及び万年塀、土塀は対象外）
- (2) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 道路等 次に掲げるものをいう。
 - ①建築基準法第42条に規定する道路（※私道、里道は対象外）
 - ②避難路に位置付けられている道路
- (4) 撤去工事 ブロック塀等の倒壊による危険性の回避を目的として実施するブロック塀等の解体工事をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するブロック塀等を撤去する事業とする。

- (1) 町内に設置されたものであって、道路等に面しているもの。
- (2) 道路等からブロック塀等の頂部までの高さが60cm以上のもの。
- (3) 別紙、ブロック塀等の点検表で不適合項目が1つ以上あること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けているものが施工するもの。
- (5) この補助金を受けて実施する撤去工事について、公共事業等による補償の対象でない

こと。

(6) この補助金を受けて実施する撤去工事について、同時に他の制度等に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う所有者等とする。ただし、所有者以外の者が補助対象者となる場合は、所有者の同意があるものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象となる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の対象としない。

(1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる法人

(2) 国、その他地方公共団体の公共用地取得に伴う損失補償を受けている者

(3) 町税等を滞納している者

(4) 申請者その他世帯構成員が、下市町暴力団排除条例（平成24年下市町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員である者

(5) 補助対象事業について、町よりその他の制度による補助又は助成を受けている者
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ブロック塀等の撤去に要する経費（撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む。）とし、見付面積1平方メートルにつき1万円を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、1敷地につき、1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ下市町ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 位置図（付近見取図）及び平面図

- (2) 第3条 (1) 及び (2) の規定を満たすことを示す写真等
- (3) 撤去工事の詳細が明らかな工事見積書
- (4) 工事内容がわかる図面
- (5) 納税証明書
- (6) 所有者等であることが確認できる書類
- (7) 所有者以外の者が申請者となる場合は、所有者の同意書 (第2号様式)
- (8) 誓約書 (第3号様式)
- (9) 建設業の許可書の写し (土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、解体工事のいずれか)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下市町ブロック塀等撤去事業補助金交付 (不交付) 決定通知書 (第4号様式) により申請者に通知するものとする。

(工事の変更等)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者 (以下「交付決定者」という。) は、第7条の規定による補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに下市町ブロック塀等撤去事業補助金工事変更申請書 (第5号様式) に変更内容が確認できる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の事業対象工事の費用に係る見積書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、変更内容が確認できる書類

2 町長は、前項の補助金工事変更申請書を受理したときは、変更申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、下市町ブロック塀等撤去事業補助金変更交付決定通知書 (第6号様式) により通知するものとする。

3 交付決定者は、撤去工事を中止、又は廃止しようとするときは、下市町ブロック塀等撤去事業補助金工事中止 (廃止) 届 (第7号様式) を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日までに下市町ブロック塀等撤去事業補助金実績報告書（第8号様式）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等撤去工事の着手前、施工中及び完了時の施工写真
- (2) ブロック塀等撤去工事の契約書（内訳書を含む。）の写し
- (3) ブロック塀等撤去工事に要した経費に係る領収書の写し
- (4) ブロック塀等撤去工事の着工届及び竣工届の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第11条 町長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、当該報告の内容を確認の上、補助金額を確定し、下市町ブロック塀等撤去事業補助金確定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、下市町ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書（第10号様式）により町長に請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、補助決定者が事業対象工事を中止したとき又は偽りその他、不正手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。